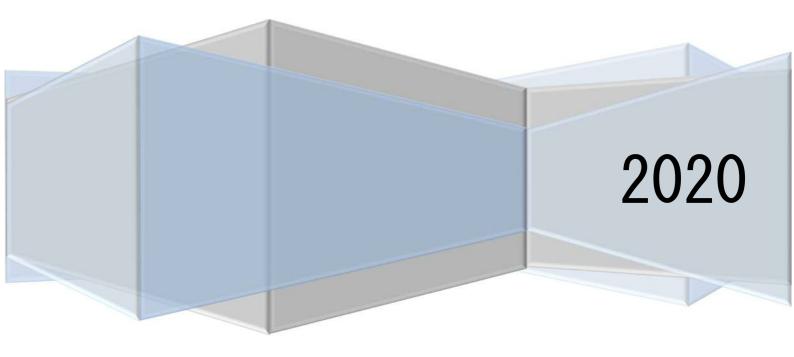
第3次札幌市犯罪のない 安全で安心なまちづくり等基本計画 (素案)

札幌市



目 次

第 1 章 計画の策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 基本的な考え方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(1) 安全で安心なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(2) 犯罪被害者等支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4 計画期間 · · · · · · · · · · · · · · · 4
5 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
6 第3次計画と SDGs との関係性 · · · · · · · · · · · · · 5
Column① 再犯防止の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 現状とこれまでの振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
1 第2次計画の取組概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2 札幌市の犯罪情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
(1) 刑法犯認知件数 · · · · · · · 9
(2) 包括罪種別認知件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(3) 子どもの犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・11
ア 子どもの刑法犯認知件数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 11
イ 子どもに係る事案発生件数
(4) 女性の犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(5) 高齢者の犯罪被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(6) 特殊詐欺被害状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・14
(1) 市民アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか・・・・ 14
イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合 14
ウ 被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪・・・・・・・・・・・・・・ 15
エ 犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所
オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況・・・・・・・・・ 17
カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量 ・・・・・・・・・・・・ 17
キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか・・・・・・ 18
ク 地域防犯活動に参加している市民の割合・・・・・・・・・・・ 18
ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件 · · · · · · · · · · · · · · 19
コ 札幌市に期待する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

サ	
Column② 防犯カメラとプライバシー・・・・・・・・・・・・・・・・・21	
(2) 地域防犯活動団体のアンケート調査結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · 22	
ア 活動開始時期 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
イ 活動人数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ウ 参加者の世代	
エ 活動の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	
オ 地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと24	
カ 活動を効果的に継続するための参加者数25	
4 社会情勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 子どもの防犯対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26	
(2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進 · · · · · · · · · · · · · · · 27	
(3) 犯罪被害者等支援施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28	
(4) 外国人旅行者の増加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28	
5 現状の評価と今後の方向性	
(1) 基本方針1(自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に	
対する関心を高める) ・・・・・・・・・・・・・・ 31	
(2) 基本方針 2 (みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う	
まちをつくる)・・・・・・・・・・・・・・・・・32	
(3) 基本方針3(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を	
高める)	
Column③ 子どもを見守る環境 ······ 35	
第3章 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37	
1 計画体系 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(1) 基本目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ア 安全で安心なまちづくり(基本方針1から3) ・・・・・・・・・・ 38	
イ 犯罪被害者等への支援(基本方針 4 の新設) ・・・・・・・・・・・・ 40	
(3) 基本施策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ア 安全・安心条例に規定される市の施策40	
イ 子ども、女性、高齢者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41	
ウ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41	
(4) 重点テーマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42	
2 基本施策ごとの主な取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	(1) 基	基本方針 1	(自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に	
				対する関心を高める)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
		ア	基本施策 1	(個人の防犯意識・防犯力を高めるための情報提供) …	44
		1	基本施策 2	(子どもに関する防犯力の向上) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		ウ	基本施策3	(女性の防犯力向上) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		エ	基本施策4	(高齢者等の防犯力向上) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	(2	2) 基	基本方針 2	(みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合う	
				まちをつくる)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
		ア	基本施策 1	(地域における防犯活動の促進) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
		1	基本施策 2	(協働による連携体制の充実)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
		ウ	基本施策3	(地域と一体となった子どもの見守り) ・・・・・・・・・・	50
		エ	基本施策4	(女性の犯罪被害防止の取組の推進) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
		オ	基本施策 5	(高齢者等が安心して暮らせる取組の推進)	51
	(3	3) 基	基本方針3	(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を	
				高める)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		ア	基本施策 1	(市民自らが行う環境整備の促進) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
		1	基本施策 2	(犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等)	52
		ウ	基本施策3	(子ども等の安全に配慮した環境整備)	53
		エ	基本施策4	(歓楽街等を対象とした環境改善) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
		才	基本施策 5	(暴力団等の排除)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	(4	」。	基本方針 4	(犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう	
				支援する)	55
		ア	基本施策 1	(犯罪被害者等に関する情報発信・広報啓発) ・・・・・・・・	55
		1	基本施策 2	(総合的対応窓口における対応) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
		ウ	基本施策3	(犯罪被害者等の犯罪被害による経済的な負担の軽減)・	55
		エ	基本施策4	(犯罪被害者等の精神的な被害の回復に向けた支援) ・・・	55
Со	lum	14	犯罪被害に	遭うということ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
笙	4 章	두 출.	┼画の推准・・		57
ינא	¬ → 1				
	· (1				
	(2			· 或目標 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	(3			хы	
	2				
			· · · ·		

参考資	置料····································
I	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会委員名簿
П	第3次計画の策定経過
Ш	政令指定都市における刑法犯認知件数等
IV	札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例
V	札幌市暴力団の排除の推進に関する条例
VI	札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止
	に関する条例

1 計画策定の趣旨

市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちの実現に向けて、犯罪を防止するための活動や犯罪の防止に配慮した環境の整備など、犯罪を誘発する機会を減らすための取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を行うとともに、不幸にして犯罪被害に遭った市民に対して、その心情や置かれた状況に配慮した支援を進めていくために、平成21年4月1日に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例(平成21年条例第17号。以下「安全・安心条例」といいます。)」を施行しました。

安全・安心条例第7条の規定において、「市長は、安全で安心なまちづくり及び犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と定められていることから、当該規定に基づき平成22年3月に「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」を、平成27年3月に「第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(以下「第2次計画」といいます。)」をそれぞれ策定しました。

第2次計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間であることから、令和2年度以降も安全で安心なまちづくり等を総合的かつ計画的に推進していくため、現在の犯罪情勢や市民意識などを踏まえ、今後実施していくことが必要となる取組について検討を行い、新たに「第3次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画(以下「第3次計画」といいます。)」を策定するものです。

2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪

本計画では、安全で安心なまちづくりによって効果的に防止することができる日常生活の身近なところで発生する犯罪(子どもに対する声かけやつきまとい等の犯罪の前兆となる事案を含む。)、例えば自転車盗や空き巣などの窃盗犯、特殊詐欺などの知能犯、公然わいせつなどの風俗犯を主な対象とし、その未然防止に向けた取組を進めていきます。

また、生活経済事犯である消費者問題、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス¹(以下「DV」といいます。)などは、次に掲げる各分野の計画

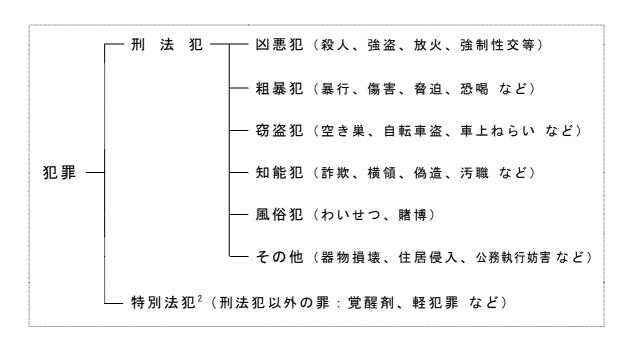
¹ ドメスティック・バイオレンス:配偶者や親密な関係にある交際相手などからの暴力

などに基づき対策が進められていますが、犯罪に至ることもあることから、 第3次計画においてこれらの対策を関連する取組として位置づけます。

(主な関連計画)

- ◆ 第 3 次札幌市消費者基本計画
- ◆ 第2次札幌市児童相談体制強化プラン
- ◆ 第4次男女共同参画さっぽろプラン

など



3 基本的な考え方

(1) 安全で安心なまちづくり

犯罪を防止していくための手法には、様々な考え方がありますが、安全・安心条例においては、「安全で安心なまちづくり」を「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」と定義しています。

「犯罪を誘発する機会」とは、照明がなく暗い、周囲に人がおらず誰も見ていない、遮蔽物があり見通しが悪い、犯罪行為の対象となる人がその犯罪による被害に遭わないための知識がないなどの犯罪をしようとする人が犯罪を行いやすいと感じる状況や環境を指します。刑法犯認知件数の大部分を占める窃盗犯 (P10) などは、こうした機会に乗じて遂行される場合が多いと考えられます。

² 特別法犯:「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪などの道路上の 交通関係事犯について、広義には「特別法犯」に含まれますが、本計画の安全で安心なまちづく りにおいては、「特別法犯」から除かれます。

「犯罪を誘発する機会」を減らすためには、玄関の施錠や防犯グッズの活用などの自らの安全を確保するための防犯対策、子どもの見守りや防犯パトロールなどの地域の安全を守るための活動、道路・公園の見通しや明るさの確保などの防犯に配慮した環境の整備を行うことが有効であると考えられており、これらの取組は、市民の日常の活動やまちづくりとして行うことができるものとなっています。

このように市民の日常の活動やまちづくりの中で「犯罪を誘発する機会」を減らしていけば、多くの犯罪は効果的に防止することができます。そうしたことから、市民、事業者、札幌市が相互に連携・協力して「犯罪を誘発する機会を減らすための取組」を推進することにより、安全に安心して暮らせるまちの実現を目指すこととしています。

なお、安全に安心して暮らせるまちの実現に向けては、交通安全などの他の分野も数多くありますが、安全・安心条例では、こうした他の分野との連携に努めることとされています。

(2) 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)において、犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて適切に行われる必要があり、また、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるようにする必要があるということが基本理念として示されています。

さらに、同法において、地方公共団体は、犯罪被害者等支援に関し、 国との役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有するということが明らかにされています。

そのため、札幌市では、犯罪被害者等基本法の基本理念や地方公共団体の責務をはじめとする規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、安全・安心条例において犯罪被害者等に対する支援に関する事項を定め、施策を進めることとしています。

また、犯罪被害者等基本法において、「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義され、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定は一切されていません。そのため、個別具体の施策の対象者については、その施策ごとに適切に設定していくものとなっています。

4 計画期間

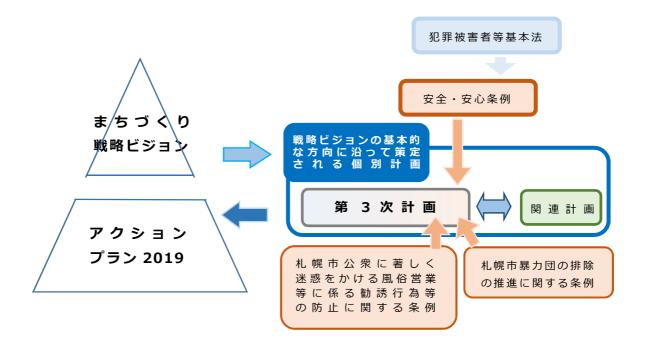
第3次計画の計画期間は令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。

5 計画の位置づけ

第3次計画は、札幌市のまちづくりの計画体系において、「札幌市まちづくり戦略ビジョン³(平成25年(2013年)10月策定。以下「戦略ビジョン」といいます。)」の基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置付けられます。

そのため、第3次計画は戦略ビジョンや他の分野の個別計画などと連携 し、整合性を図っています。

なお、戦略ビジョンの「ビジョン編」第4章第4節「安全・安心」の基本目標 14「安全な日常生活が送れるまちにします」においては、将来のまちの姿として「犯罪や消費生活に関する問題の発生を防止する取組など、市民の安全な暮らしを守る環境が整っています。」と想定しています。



-

³ 札幌市まちづくり戦略ビジョン:札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置付けられる「総合計画」

6 第3次計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGs は、経済、社会及び環境の持続可能な開発の三側面を統合する施策の推進により、それぞれの課題の同時解決を目指すものであり、札幌市でも2018年6月に「SDGs 未来都市」に選定されたほか、各種計画への反映や実践等、SDGs の達成に向け積極的に取り組んでおり、第3次計画においても下記のとおり、取り組んでいきます。





第3次計画において対象となるゴールとターゲット



「5.2 人身売買や性的、その他種類搾取など全ての女性及び女児に対する、 公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する」



「16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる」

「16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」

「16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全て人々に司法への 平等なアクセスを提供する」

Column 1 再犯防止の取組

全国的に刑法犯により検挙された再犯者については、平成 18 年をピークに、その後は 漸減傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇傾向にあり、平成 30 年には現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降で最も高い 48.8%となっています。

このような中、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)」が平成28年12月に制定されました。

同法第8条第1項の規定では、都道府県及び市町村は、政府が定める再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

再犯防止の取組については、安全に安心して暮らせるまちの実現のために必要不可欠なものですが、第3次計画は犯罪を誘発する機会を減らすための取組を総合的かつ計画的に推進するための計画であることから、別の枠組みで検討していく必要があると考えています。



第2章 現状とこれまでの振り返り

第2次計画に基づく取組の概要や犯罪情勢、市民意識などを踏まえて現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について整理します。

1 第2次計画の取組概要

第2次計画は、「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」を基本目標とし、それを実現するために行っていく取組の大きな方向性として「基本方針」を、「基本方針」の下位にこれを具体化するものとして「基本施策(このうち特に重点的に取り組むべきものを「重点施策」として位置づけ)」を設定し、各種取組を行いました。

第2次計画に基づき行った主な取組は、「基本方針」ごとに次のとおり となっています。

<基本方針1>自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

重点施策 (防犯意識を高める広報啓発)

○防犯に関する市民の意識向上を図る出前講座⁴を実施

【達成目標】

出前講座の実施回数

31回 (平成 25 年度) ⇒ 60回 (平成 27 年度から平成 30 年度までの毎年度)

【実績】

防犯関連出前講座(テーマ)	H 27	H 28	H 29	H 30
犯罪被害に遭わないために	11 回	4 回	3 回	_
子どもの防犯教室	40 回	37 回	40 回	30 回
振り込め詐欺被害に遭わないために	27 回	30 回	26 回	24 回
女性の犯罪被害防止について		2 回	3 回	1 回
防犯カメラを生かしたまちづくり	_	_	_	3 回
合 計	78 回	73 回	72 回	58 回

- 〇市民の防犯意識を高めるためのパネル展を地下歩行空間や各区役所で実施
- 〇JR札幌駅や地下鉄駅などで各種街頭啓発活動を実施

その他の基本施策

〇札幌市の犯罪情勢等をホームページや広報紙等で情報提供

〇子どもの防犯ハンドブックを作成し、市内全小学校の新入学児童に配布

〇女性の防犯ハンドブックを作成し、市立高校や地下鉄駅などで配布

出前講座:市民への情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業についてわかりやすく説明する取組

<基本方針2>みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

重点施策(地域における防犯活動の促進)

○地域安全サポーターズ5により、事業者の地域防犯活動を促進

【達成目標】

地域安全サポーターズの登録件数 283件(平成 26 年度) ⇒ 700件(平成 30 年度)

【実績】

- 1.823件(平成30年度)
- 〇地域防犯活動団体に対する研修の実施や防犯資材の提供などの各種支援を地域の実情に応じて実施
- 〇地域防犯活動に取り組む市民などを表彰する制度を創設

その他の基本施策

- 〇市民、事業者、市の三者が連携協力した取組を進めるための協議会を開催
- 〇通学路での子どもの安全確保のため、スクールガード6を配置
- 〇犯罪被害者等に対する市民の理解を深めるため、ホームページで情報提供等

<基本方針3>犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

重点施策 (子ども等の安全に配慮した環境整備)

〇「子ども 110 番の家7」に取り組む地域を支援するための制度を創設

【達成目標】

「札幌市子ども 110 番の家支援事業」登録軒数 制度創設 (平成 27 年度) ⇒ 20,000 軒 (平成 30 年度)

【実績】

9,827 軒 (平成30年度)

- 〇町内会が公共空間に設置する防犯カメラの補助制度を創設
- 〇周囲の見通しや不審者の侵入対策に配慮した学校施設等を整備

その他の基本施策

- 〇街路灯の更新(平成 27 年度から平成 30 年度に合計 15,821 灯)
- 〇犯罪の防止に配慮した指針等による公園の造成・再整備工事
- 〇安全・安心なススキノを啓発するためのバナー(旗)やプランター(草花の鉢)を設置

⁵ 地域安全サポーターズ:社会貢献活動の一環として、市内でパトロールなどの地域防犯活動を行う事業者の登録制度(平成23年創設)

⁶ スクールガード:札幌市内の小学校、幼稚園、特別支援学校を対象に、児童の登下校時などに見守り活動を 行っていただくボランティア

⁷ 子ども 110 番の家:子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、つきまとい行為」等の被害を受けて 身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に 110 番通報するための場所

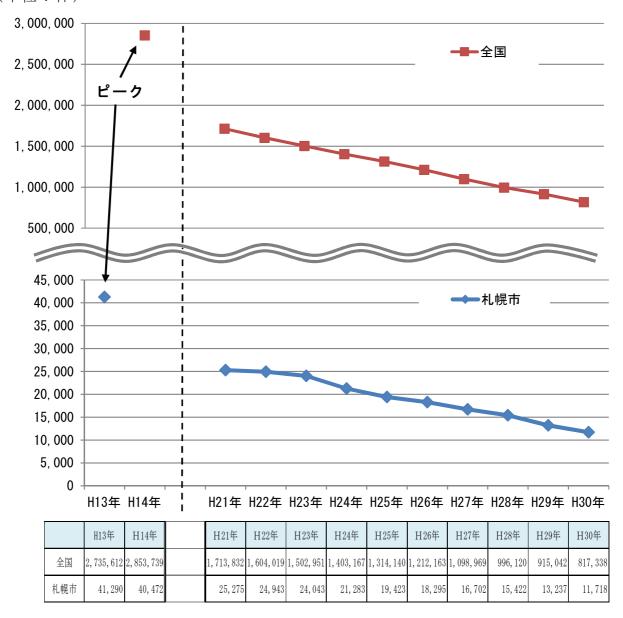
2 札幌市の犯罪情勢

(1) 刑法犯認知件数

- ・札幌市は平成13年をピークに、その後17年連続で減少しています。
- ・平成30年は11,718件で、平成13年の41,290件から約7割減少しています。

※犯罪情勢は原則として、安全・安心条例の施行年である平成21年からの比較

(単位:件)



(提供元:北海道警察)

(2) 包括罪種8別認知件数

- ・平成30年は、窃盗犯が全刑法犯の65.6%を占めています。
- ・平成 21 年と平成 30 年を比較すると、粗暴犯と風俗犯が増加しています。 ※政令指定都市順位は、平成 30 年人口千人当たり認知件数の札幌市の降順の順位

(単位:件) 政令指定 H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 都市順位 凶悪犯 129 135 102 114 109 88 69 77 68 14位. 割合 0.5% 0.5% 0.4% 0.5% 0.6% 0.5% 0.4% 0.5% 0.5% 0.6% 802 粗暴犯 877 815 928 | 1,005 | 1,014 925 1,079 1,278 1,248 6位. 割合 3.5% 3.2% 3.4% 4.4% 5.2% 5.5% 5.5% 7.0% 9.7% 10.7% 窃盗犯 19,303 18,808 17,604 14,929 12,932 12,427 11,351 10,451 8,628 7,686 15位 65.6% 75.4% 73.2% 70.1% 67.9% 68.0% 65. 2% 割合 76.4% 66.6% 67.8% 知能犯 607 555 532 419 577 506 375 514 414 441 20位 割合 2.4% 2.2% 2.2% 2.0% 3.0% 2.8% 3.1% 2.7% 3.3% 3.2% 風俗犯 306 324 354 369 529 503 564 453 479 391 1位 割合 1.2% 1.5% 1. 7% 2.7% 3.4% 2.9% 3.6% 3.3% 1.3% 2.7% その他 4, 053 | 4, 319 | 4, 636 | 4, 524 | 4, 271 | 3, 757 3,279|2,948|2,343 | 1,94910位. 16.0% 17.3% 19.3% 21. 3% 22. 0% 20.5% 17. 7% 16. 6% 割合 19.6% 19.1% 合計 25, 275 | 24, 943 | 24, 043 | 21, 283 | 19, 423 | 18, 295 | 16, 702 | 15, 422 | 13, 237 | 11, 718 |13位. 割合 || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% || 100.0% ||

【窃盗犯の主な内訳】

・主な窃盗犯は、総じて減少していますが、平成 30 年は、合計 3,654 件、一日平均約 10 件発生しています。

									(単	位:件)
										位:件) H30年
自転車盗	6, 603	6,913	6,033	4, 739	4, 471	4, 256	3,961	3, 095	2, 693	2, 406
車上ねらい	2, 882	2, 788	3, 115	2, 144	1,023	1, 113	551	1,002	729	601
侵入盗	1, 919	1, 799	1,643	1, 306	1, 394	1, 225	1,708	1, 348	884	647

【粗暴犯・風俗犯の主な内訳】

- ・粗暴犯のうち、暴行が増加傾向です。
- ・風俗犯は、公然わいせつ・頒布⁹等が増加傾向であり、ここ5年は300から400件程度の水準で推移しています。

										(単位	(: 件)
		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
粗暴犯	暴行	405	345	388	448	542	571	510	605	808	842
化系化	傷害·傷害致死	370	376	358	399	395	360	353	392	400	338
風俗犯	公然わいせつ ・頒布等	172	203	232	248	387	384	414	354	392	317
	強制わいせつ	130	115	113	116	142	115	150	99	87	74

(提供元:北海道警察)

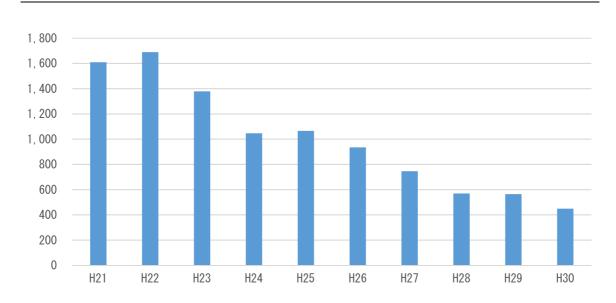
[。] 包括罪種:刑法犯を罪種の類似性などから、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の 6 種類に 分類したもの

⁹ 頒布:わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列する行為

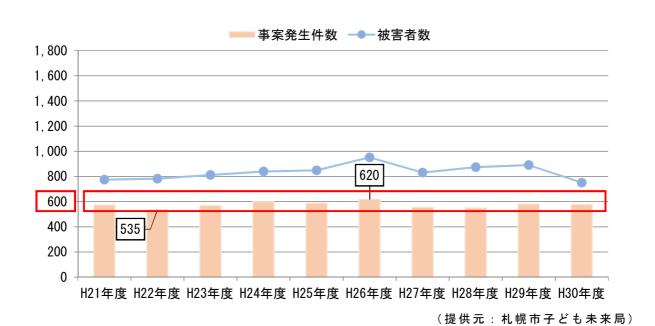
(3) 子どもの犯罪被害状況

- ・子どもの被害件数(認知件数)は減少傾向です。(ア)
- ・平成21年度以降、事案発生件数10は600件前後で推移しています。(イ)
- ・平成 21 年度以降、被害者数は横ばいになっています。(イ)

ア 子どもの刑法犯認知件数



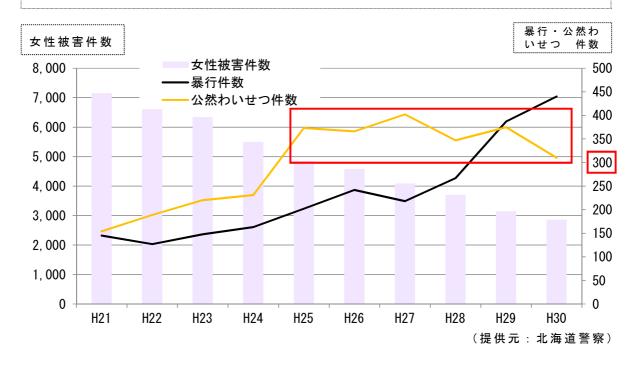
イ 子どもに係る事案発生件数



10 子どもに係る事案発生件数:札幌市子ども未来局が市内の小中学校に調査している、市内小・中学生を 狙った不審者等に係る事案(声かけ・つきまとい等)の件数

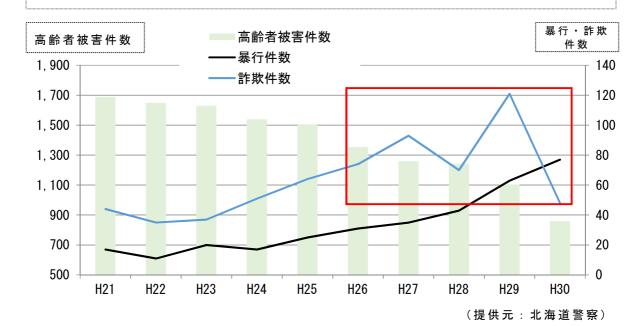
(4) 女性の犯罪被害状況

- ・女性の被害件数(認知件数)は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、公然わいせつが平成 25 年以降、300 件以上で推移しています。



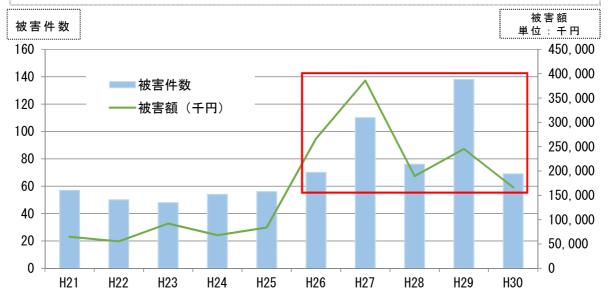
(5) 高齢者の犯罪被害状況

- ・高齢者の被害件数(認知件数)は減少傾向です。
- ・暴行が増加傾向のほか、詐欺件数もここ5年間は高水準で推移しています。



(6) 特殊詐欺11被害状況

・平成 26 年以降、被害件数(認知件数)は年間 60 件、被害額も 1 億 5,000 万円を超え、高水準で推移しています。



(提供元:北海道警察)

_

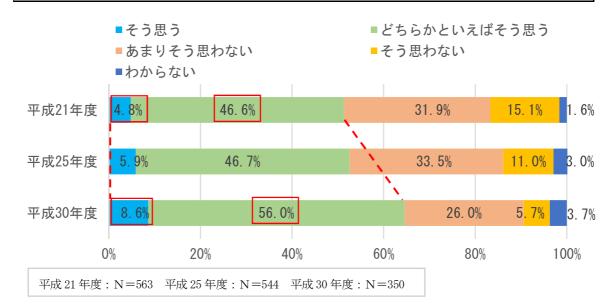
¹¹ 特殊詐欺:犯人が電話やハガキ(封書)等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪の総称

3 市民・地域防犯活動団体のアンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果

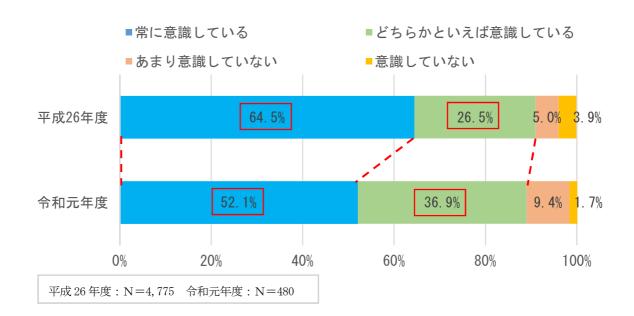
ア 札幌市が「犯罪のない安全に安心して暮らせるまち」と思うか

⇒ 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と感じる市民の割合は増加傾向にあり、平成30年度は、平成21年度と比較して13.2ポイント増加しています。



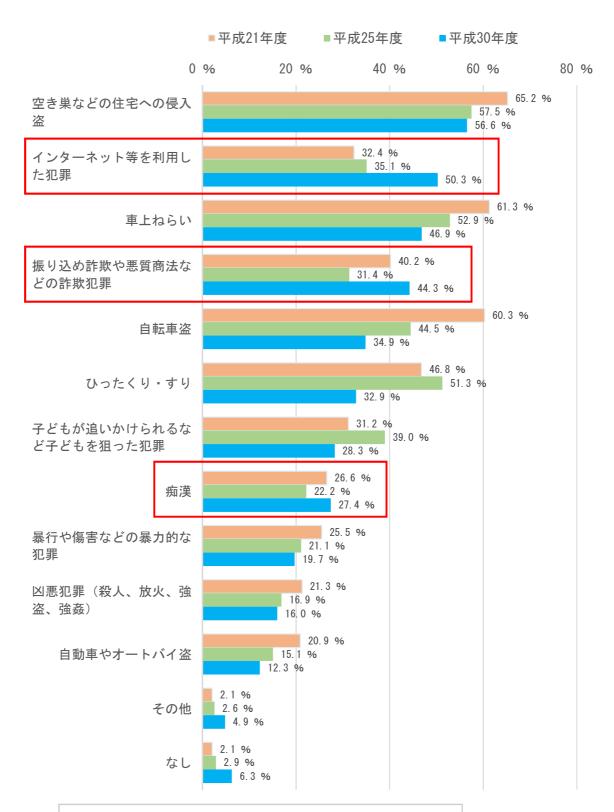
イ 犯罪に遭わないよう常に意識をもって暮らしている市民の割合

⇒ 令和元年度の「常に意識している」市民の割合は、平成 26 年度と比較して 12.4 ポイント減少していますが、令和元年度の「どちらかといえば意識している」市民の割合は、平成 26 年度比較して 10.4 ポイント増加しています。



ウ 市民が被害に遭うかもしれないと不安に思う犯罪

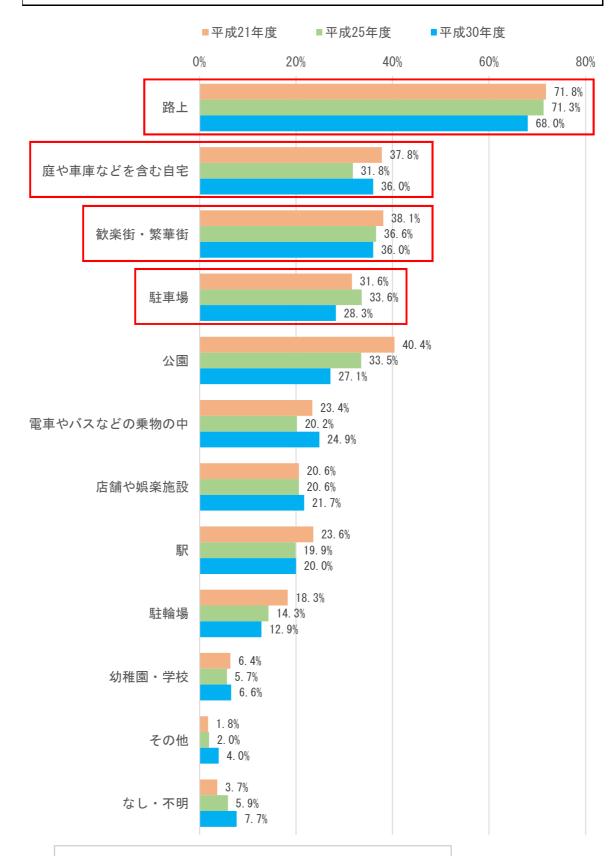
- ⇒ 「インターネット等を利用した犯罪」が大きく増加しているほか、「詐 欺犯罪」や「痴漢」が増加しています。
- ⇒ これら以外の犯罪は減少傾向となっています。



平成 21 年度: N=563 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

エ 市民が犯罪の被害に遭うかもしれないと不安に思う場所

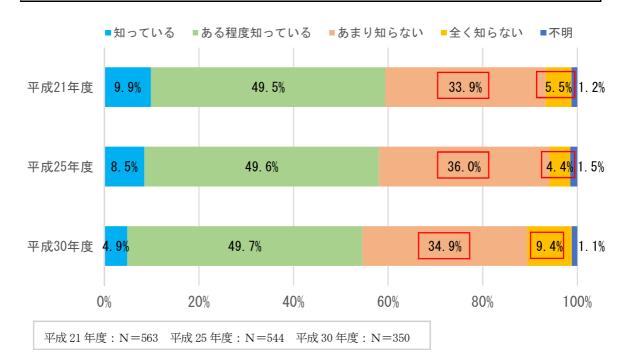
⇒ 「路上」、「庭や車庫などを含む自宅」「歓楽街·繁華街」「駐車場」が上位にあり、傾向は変化していません。



平成 21 年度: N=563 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

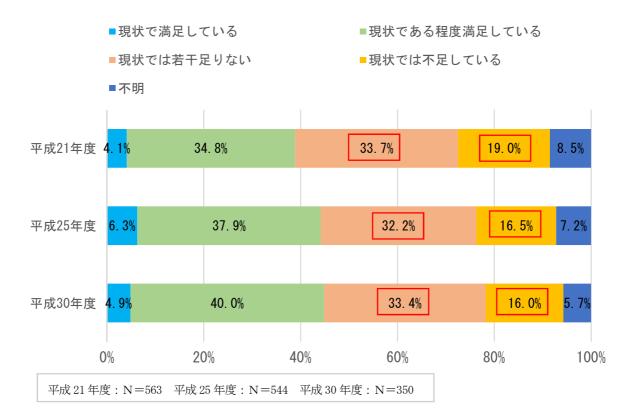
オ 地域や身の回りで起きている犯罪の認知状況

⇒ 約半数の市民が「あまり知らない」、「全く知らない」という状況になっています。



カ 地域や身の回りで起きている犯罪に関する情報量

⇒ 約半数の市民が「現状では不足している」、「現状では若干足りない」 という状況になっています。



キ 簡単にできる防犯対策を日頃どの程度取り組んでいるか

- ⇒ 「欠かさずに取り組んでいる」、「ある程度取り組んでいる」の合計が 増加傾向にあります。
 - ■意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる
 - ■意識をもって、ある程度取り組んでいる
 - ■意識は持っているが、あまり取り組んでいない
 - ■意識していない

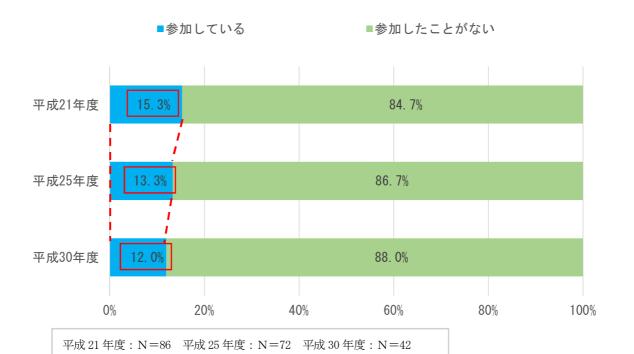




平成 21 年度: N=563 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

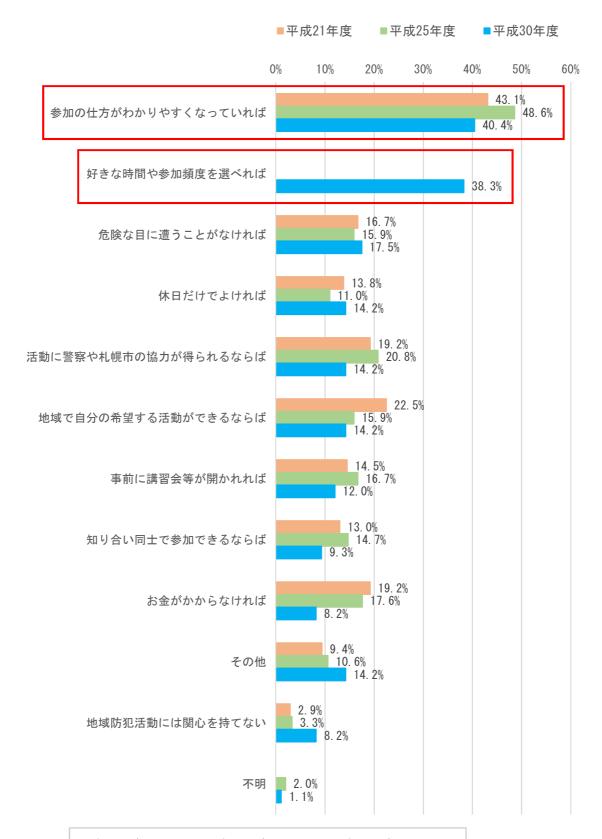
ク 地域防犯活動に参加している市民の割合

⇒ 平成21年度から減少傾向にあります。



ケ 地域防犯活動に参加するに当たっての条件

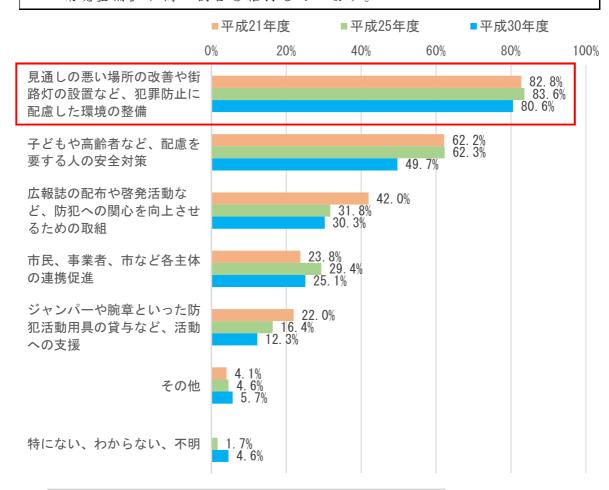
⇒ 「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度 を選べれば」と答えた市民の割合が高くなっています。



平成 21 年度: N=276 平成 25 年度: N=245 平成 30 年度: N=183

コ 札幌市に期待する施策

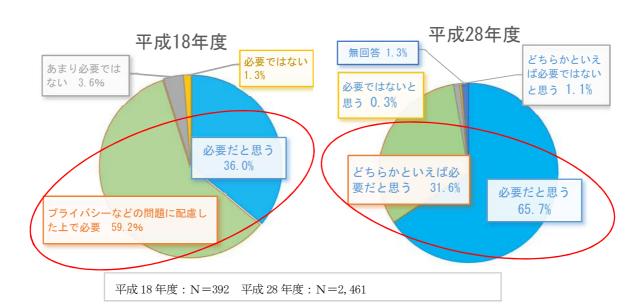
⇒ 「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した 環境整備」が高い割合を維持しています。



平成 21 年度: N=564 平成 25 年度: N=544 平成 30 年度: N=350

サ 防犯カメラの必要性

⇒ 多くの市民が防犯カメラは必要だと思っています。



Column② 防犯カメラとプライバシー

防犯カメラは、現在、店舗をはじめ市内各所に設置され、新聞やテレビなどでは、全国的に防犯カメラに記録された画像が事件解決につながるケースが相次いで報道されており、犯罪の未然防止や解決に役立つとの考えが広がっています。また、札幌市が実施した市民アンケートでも多くの市民の方が防犯カメラの必要性を認める結果 (P20) が出ており、防犯カメラの設置は安全で安心なまちづくりにおける効果的な取組であると認識されています。

一方で、防犯カメラの設置に当たっては、個人のプライバシーへの配慮も 必要になります。

札幌市では、防犯カメラの設置や運用をどのように行えばいいかを示した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)」を平成20年1月に策定し、防犯カメラを設置する事業者や団体に向けて周知をしているところです。

また、平成30年6月からは、地域防犯活動を担っている町内会・自治会への支援の一環として、町内会・自治会が公共空間に設置する防犯カメラについて、その費用を補助する「安全で安心な公共空間整備促進事業」を開始しています。

防犯カメラを設置した町内会からは「地域住民から安心できるとの声が寄せられている」との感想をいただいていますが、この事業においてもプライバシーへの配慮は重要な要件となっていて、ガイドラインに基づいた管理運用が必要となっています。

防犯カメラの設置による防犯効果と設置したことにより侵害される可能性のあるプライバシーに対する配慮については、どちらかを優先するということではなく、両方のバランスを取りながら、防犯カメラの設置及び運用を行うことが重要となります。

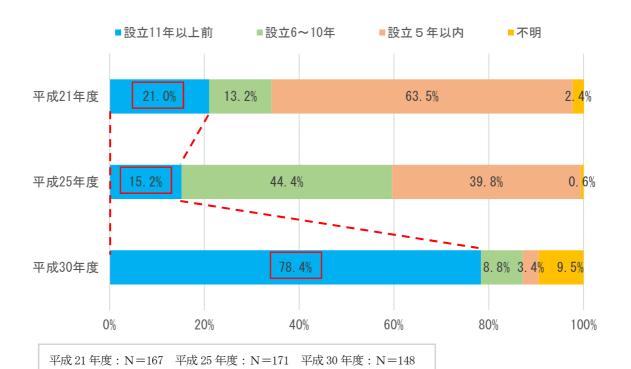




(2) 地域防犯活動団体のアンケート調査結果

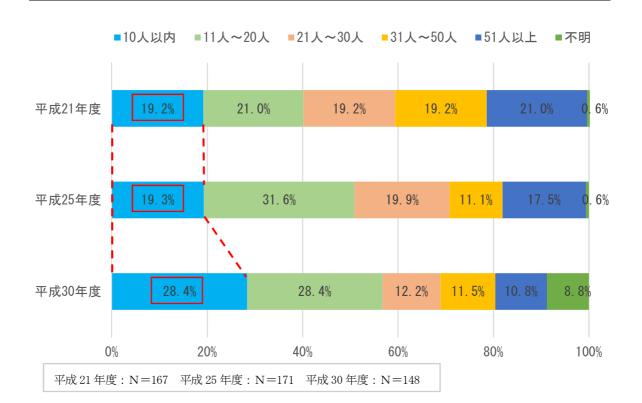
ア 活動開始時期

⇒ 設立が11年以上前の団体の割合が増加しています。



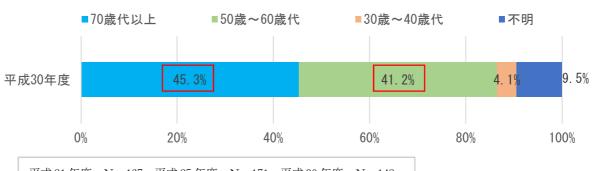
イ 活動人数

⇒ 10人以内で活動する団体が増加しています。



ウ 参加者の世代

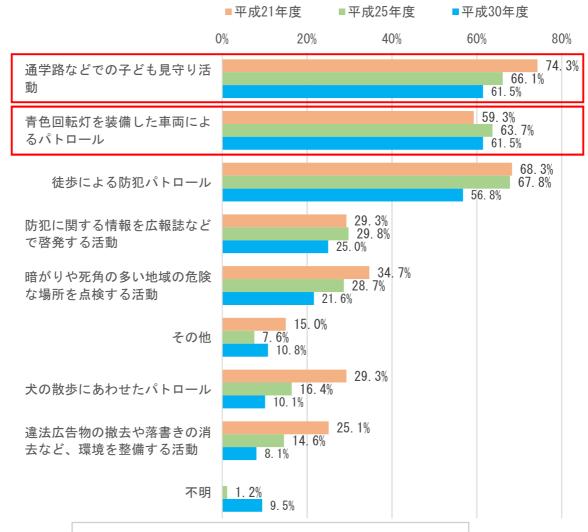
⇒ 参加者の大多数が 50 歳代以上で、そのうちの半数以上が 70 歳代以上 という状況になっています。



平成 21 年度: N=167 平成 25 年度: N=171 平成 30 年度: N=148

エ 活動の内容

⇒ 「青色回転灯を装備した車両によるパトロール」、「通学路などでの子 ども見守り活動」が最も高い割合となっています。

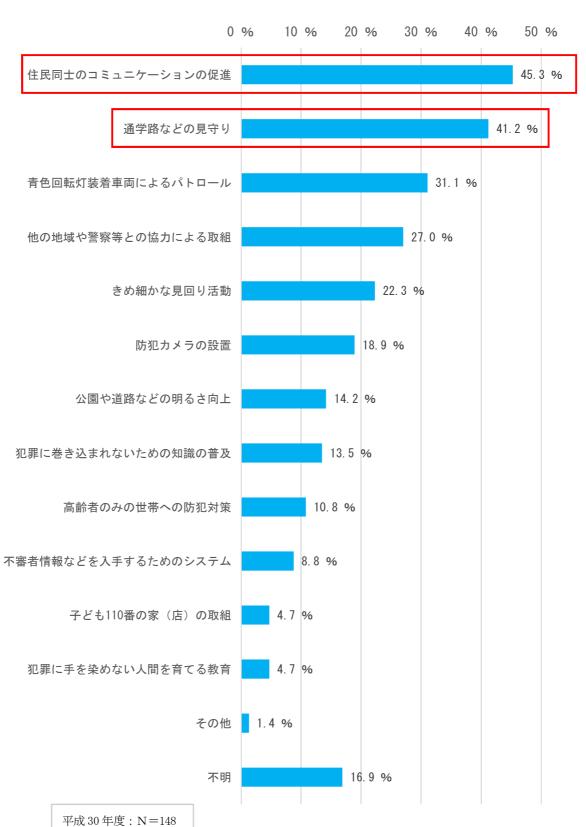


平成 21 年度: N=167 平成 25 年度: N=171 平成 30 年度: N=148

オ 地域防犯活動を進める上で、重要だと思うこと

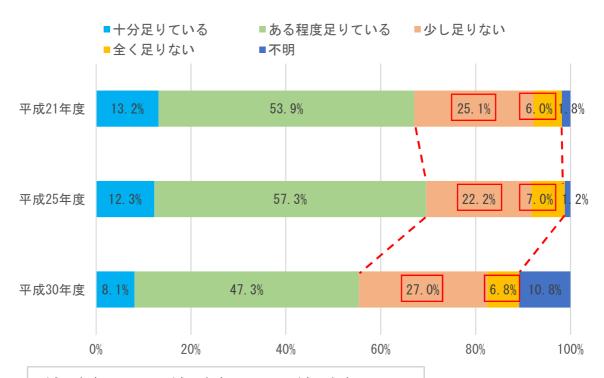
⇒ 「住民同士のコミュニケーションの促進」、「通学路などの見守り」が 高い割合となっています。

■平成30年度



カ 活動を効果的に継続するための参加者数

⇒ 参加者数が足りないと感じている団体が増加しています。



4 社会情勢

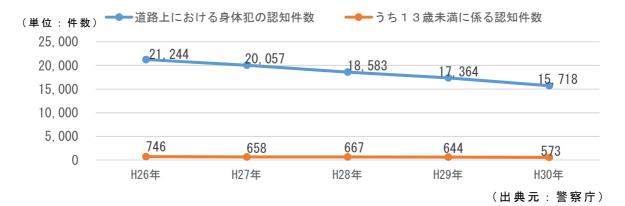
(1) 子どもの防犯対策の強化

路上における 13 歳未満が被害者となる身体犯¹²の事件は、全国的に、近年ほぼ横ばいで推移しており、被害が発生する時間帯は、平日の 15 時から 18 時までという下校時に集中している傾向にあるため、登下校時の子どもの安全確保の重要性が高まっています。

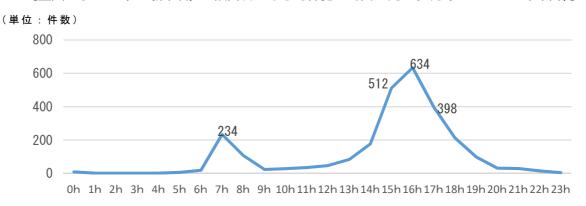
こうしたことから、政府では、「登下校時の子供の安全確保に関する閣僚会議」の開催等を経て、社会全体で子どもの安全を守るための対策として「登下校防犯プラン」を平成30年6月に策定しました。

当該プランでは、従来の見守り活動の担い手不足、子どもの下校・帰宅の在り方の多様化といった課題に対応するため、様々な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り¹³」等の推進に取り組むこととしています。

【全国の道路上における身体犯の刑法犯認知件数】



【全国の子ども (13 歳未満) が被害者となる身体犯の時間別発生状況 (H26~H30 年累計)】



(出典元:警察庁)

¹² 身体犯:殺人、暴行、傷害、強制性交等、強制わいせつ、逮捕監禁、略取誘拐を指す

¹³ ながら見守り:ウォーキング、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の 視点を持って見守りを行うもの

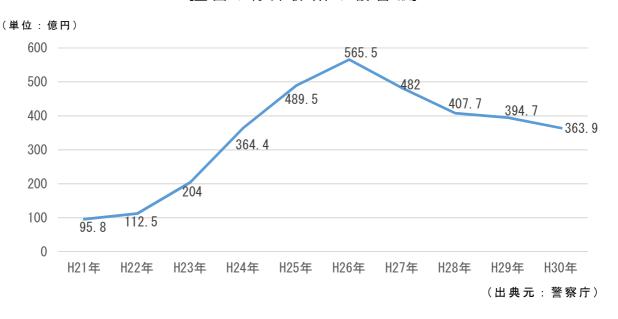
(2) 特殊詐欺から高齢者を守るための施策の推進

「オレオレ詐欺¹⁴」をはじめとする特殊詐欺は、全国的に平成 15 年頃からその発生が目立つようになり、平成 26 年には被害総額が過去最高の約 566 億円に上るなど、大きな被害をもたらしています。

これまでにも官民一体となった各種対策が講じられてきましたが、これに対抗した犯行手口の巧妙化・多様化も進んでおり、平成30年の全国の被害総額は364億円に上るなど、依然として被害状況は高水準で推移しています。

全国的にみると特殊詐欺の被害者に占める 65 歳以上の高齢者の割合は約8割となっており、今後ますます高齢者人口が増えていく中で、特殊詐欺による高齢者の被害防止の徹底は、喫緊の課題となっていることを踏まえ、政府では、特殊詐欺から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」を令和元年6月に策定し、国民、民間事業者、地方公共団体などの協力を得ながら、施策を推進していくこととしています。

【全国の特殊詐欺の被害額】



¹⁴ オレオレ詐欺:親族等を名乗り、「鞄を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る(脅し取る)手口

(3) 犯罪被害者等支援施策の充実

平成 16 年 12 月の「犯罪被害者等基本法」の制定から 15 年が経過し、その間、政府では、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成 23 年 3 月に「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、平成 28 年 4 月に「第 3 次犯罪被害者等基本計画」がそれぞれ策定され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られてきたところです。

地方公共団体においても、「犯罪被害者等基本法」などに基づき、総合的対応窓口の設置など各種施策を実施してきました。その中でも、近年、見舞金の支給など犯罪被害者等の経済的負担や精神的負担の軽減を図るための施策を講じる市町村が着実に増えてきており、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策の充実が図られてきています。

(4) 外国人旅行者の増加

日本を訪れる外国人旅行者はここ数年増加しており、札幌に宿泊する外国人旅行者も同様に増加している状況で、平成 26 年度に約 140 万人だったのが、倍増して平成 30 年度には約 270 万人となっています。

そのため、多くの外国人旅行者が安心して旅行ができるよう、犯罪に 巻き込まれないための対策や巻き込まれた際の対応方法についての十 分な情報発信が必要となってきています。

【札幌市における外国人宿泊数】

(単位:人)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
札幌市における 外 国 人 宿 泊 数	1, 415, 680	1, 917, 602	2, 093, 732	2, 571, 989	2, 718, 811

(提供元:札幌市経済観光局)

5 現状の評価と今後の方向性

第 2 次計画の成果指標及び達成目標の状況については、次のとおりとなっています。

	項目	基準値	目標値	実績値	達成 状況
成果	1 犯罪に遭わないよう常に防犯意 識をもって暮らしている市民の 割合	64.5% (H26)	75% (H30)	52.1%	
指 2 地域で行われている防犯活 参加している市民の割合		13.3% (H26)	25% (H30)	12.0%	
達	基本方針 1 出前講座の開催件数	31 回 (H25)	60 回 (H27~H30 毎年度)	70 回 (H27~H30 平均)	0
成目	基本方針 2 地域安全サポーターズ登録件数	283 件 (H25)	1,815 件 (H30)	700 件	0
標	基本方針 3 「札幌市子ども110番の家」登録軒数	制度創設	20,000 軒 (H30)	9, 827 軒	

一方で、第 2 次計画の計画期間中の平成 27 年度から平成 30 年度までの間において、刑法犯認知件数の減少(P9)や、市民の体感治安の改善(P14)を確認することができます。また、第 2 次計画の三つの基本方針ごとに次のような状況も確認することができます。

基本方針 1 自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

「簡単にできる防犯対策に取り組んでいる市民の割合」は、増加傾向にあります。 (P18)

基本方針2 みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

地域防犯活動団体の約 80%は 10 年以上活動している団体となっており、多くの団体が継続した活動を行っています。(P22)

基本方針3 犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

「市民が犯罪に遭うかもしれないと不安に思う場所」のうち、「路上」、「公園」、「歓楽街・繁華街」、「駐輪場」での市民の不安感は減少傾向にあります。(P16)

こうした状況については、第2次計画に基づき実施した各種取組による 一定の成果であると認められますが、これらの成果は緩やかにしか伸びて いません。そのため、第2次計画に基づく取組は、基本的には今後も着実 に実施していく必要があります。

このほか、犯罪情勢、市民意識などを踏まえた現状の評価を行い、そこで確認された課題等に対応するための今後の方向性について、次のとおり第2次計画の基本方針ごとに整理します。

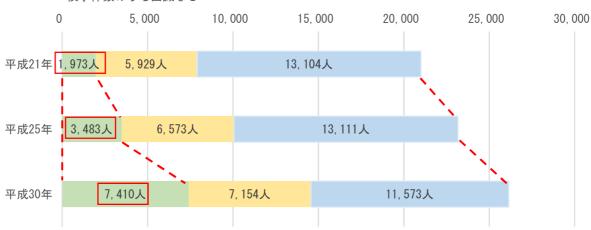
また、「粗暴犯」のうち「暴行」は平成 21 年以降増加傾向 (P10) にあります。

警察庁の統計によると「暴行」による全国の検挙件数のうち、被害者と加害者の関係性が「面識あり」、特に親族間のものが増加していることから、札幌市における「暴行」の認知件数が増加傾向にあるのは、「親族間による暴行」が増えていることが要因として考えられます。

「暴行」のうち、人気のない路上などで面識のない人から急に暴力を振るわれるような「犯罪を誘発する機会」に乗じて遂行されるものについては、本計画に基づく安全で安心なまちづくりにより未然防止を図っていくこととなりますが、親族間による家庭内での「暴行」などについては、第1章の「2 安全で安心なまちづくりが対象とする犯罪」(P1)で整理しているとおり、各分野の計画に基づく対策により、未然防止や被害拡大の防止を図っていくこととなります。

【暴行:全国の被害者と加害者の関係別検挙件数】

- ■検挙件数のうち面識あり (親族)
- ■検挙件数のうち面識あり (親族以外)
- ■検挙件数のうち面識なし



(出典元:警察庁)

(1) 基本方針 1 (自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める)

ア 第2次計画では、「犯罪に合わないように常に防犯意識を持って暮らしている市民の割合」を平成26年度の64.5%から平成30年度までに75.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は52.1%と目標値に及びませんでした。さらに「どちらかといえば意識している」市民の割合を加えても平成26年度と比べて減少(P14)しており、防犯意識を高めるための情報発信が不足しているという課題が顕在化しています。

また、「地域や自分の身近なところでどのような犯罪が起きているか知らない市民の割合 (P17)」、「地域や自分の身近なところで起きている犯罪に関する情報量が不足していると感じる市民の割合 (P17)」は、それぞれ約 50%となっており、地域で発生した犯罪や頻発している犯罪などに関する情報は、防犯に対する意識の向上や、犯罪による被害を効果的に防止していくために必要なものであることから、こうした情報を広く市民が得られるようにしていく必要があります。

- イ 「自転車盗」、「侵入盗」、「車上ねらい」は、着実に減少していますが、刑法犯全体の約30%、窃盗犯全体の約50%を占めている(P10)ことから、防犯意識の高揚を図るための広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。
- ウ 「インターネット等を利用した犯罪」、「振込詐欺等」、「痴漢」については、「日常生活において被害に遭うかもしれないと不安に思う市民の割合」が大幅に上昇して(P15)おり、効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。
- 工 「風俗犯」のうち「公然わいせつ・頒布等」については、平成 21 年から平成 25 年まで増加を続け、それ以降はほぼ横ばいで推移している (P10) ことから、事実上の被害者として考えられる女性に対して、広報啓発や効果的な対策に関する情報提供を実施していく必要があります。

ア 第2次計画では、「地域で行われている防犯活動に参加している市民の割合」を平成25年度の13.3%から平成30年度までに25.0%に上げるという成果指標を設定していましたが、結果は12.0%と目標値に及ばなかった(P17)ほか、地域防犯活動団体を取り巻く現状として、活動を新たに開始する団体が減少していること(P22)、少人数で活動する団体や活動を効果的に継続するに当たって活動人数が不足していると感じている団体が増加していること(P22、P25)が確認されており、子どもの見守りなど、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題が顕在化しています。

地域の防犯活動に参加したことがない人にどのような条件が整えば活動に参加しようと思うか意識調査をしたところ、「参加の仕方がわかりやすくなっていれば」、「好きな時間や参加頻度を選べれば」と答えた人がそれぞれ約 40%いたという状況 (P19) であることを踏まえると、地域の安全を守るための活動の担い手が不足しているという課題の解消に向けては、日常生活の中で気軽に無理のない範囲で誰にでもできる地域防犯活動があるということを多くの人に知ってもらえるよう広報啓発を行うとともに、実際に取組を行ってもらえるような支援をしていく必要があります。

- イ 地域防犯活動団体の約80%は10年以上活動している団体(P22)であり、地道に取組を継続してきていることが確認できますが、上記(ア)のとおり活動の担い手が不足しているという課題を抱えていることも確認されているため、今後も取組を継続していくことができるように活動への支援を引き続き行っていく必要があります。
- ウ 地域安全サポーターズ事業により、地域の安全を守るための活動を 社会貢献活動の一環として実施する事業者が増えている状況にある ことから、こうした機運の高まりをより発展させていくような支援を 行っていく必要があります。
- エ 多くの犯罪被害者等は、犯罪によって身体に直接的な被害を受ける にとどまらず、自分自身や家族が犯罪の対象にされたことによって精 神的被害も受けてしまいます。また、犯罪により、生命を奪われ、家 族を失うといった被害に加え、収入の途絶や高額な医療費の負担など により経済的に困窮することも少なくありません。

国や地方公共団体においては、犯罪被害者等に対する支援の充実が 着実に図られてきており、これは、犯罪被害者等基本法が制定されて からの 15 年間で、上記のような犯罪被害者等が直面する様々な困難 に対する理解が深まり、被害を受けたときから再び平穏な生活を営む ことができるようになるまでの間、途切れることのない支援を犯罪被 害者等が受けられるようにすることの必要性や重要性が社会一般に 徐々にではありますが、確実に浸透してきていることの証左であると 考えられます。

社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場に あることを鑑みると、札幌市においても犯罪被害者等が置かれる経済 的困窮や精神的被害に対する支援を行っていく必要があります。

(3) 基本方針3(犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める)

- ア 約80%の市民が、安全に安心して暮らせるまちを実現するために、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」を札幌市に期待していることのほか (P20)、過去から比べ減少傾向にはあるものの、約70%の市民が路上で犯罪に遭うかもしれないと不安に思っていること (P16) などから、個人の安全対策や地域の安全を守るための活動と併せて、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き進めていく必要があります。
- イ 防犯カメラについては、大多数の市民が必要であると感じていることからも (P20)、犯罪の未然防止や事件の早期解決に役立つという考えが定着していると捉えることができるため、平成 30 年度に創設した町内会等が地域の公共空間に設置する防犯カメラへの補助制度により、犯罪の防止に配慮した環境の整備を引き続き促進していく必要があります。
- ウ 「札幌市子ども 110 番の家支援事業」については、登録軒数を平成 30 年度までに 20.000 軒にするという目標を達成できませんでした。

これは、当初から「子ども 110 番の家」を実施していた町内会や学校などの新たに開始する地域防犯活動団体への周知·啓発が必ずしも十分だったとはいえず、新規登録者の掘り起こしができなかったことが挙げられます。

子ども 110 番の家の取組は、子ども自身の防犯意識の向上や、地域の安全を守るための活動の裾野の拡大に資するものであり、安全で安心なまちづくりを推進していく上で非常に効果的なものであることから、広報啓発をより一層行った上で登録軒数を増やすだけでなく、この取組がより実効性のあるものとなるようにしていく必要があります。

エ 札幌市に宿泊した外国人旅行者は、近年大幅に増加しており、平成 30年度には約270万人となっています。その人数の規模に鑑みると、 札幌市を訪れた外国人旅行者が札幌市内で犯罪の被害に遭わないよ う注意を喚起するための啓発及び不幸にして被害に遭ってしまった 時の対処方法に関する情報提供を行っていく必要があります。

Column③ 子どもを見守る環境

札幌市では、子どもを見守る環境づくりの一環として、下記の事業を実施しています。

市民の皆様、事業者の皆様、是非ご登録ください。

なお、「子ども 110 番の家」と「子ども 110 番の店」については、内容に重複する部分があることから、本計画期間中に市民と事業者との協力・連携を更に進めるための支援制度の見直しを行います。

取組名	子ども 110 番の家	子ども 110 番の店	青少年を見守る店
事業名	札幌市子ども 110 番の家 支援事業	札 幌 市 地 域 安 全 サ ポ ー ターズ	青 少 年 を 見 守 る 店 登 録 促進活動
目的	子 ど も の 犯 罪 被 害 抑 止 と見守り活動の充実	子 ど も の 犯 罪 被 害 抑 止 と見守り活動の充実	青少年の健全育成のため の地域と商店等との連携
事業内容	子どもが不審者又は犯人か	らの避難場所となること	・成人向け図書、DVD 等 の分離陳列、販売・貸 出の禁止 ・酒類、たばこの販売禁 止 ・来店した子どもへの声 掛け等
実施者	学校、PTA、町内会等	学校、PTA、町内会等 事業者	
登録数	10,302 か所 (R1.10 月末時点)	1,801 店舗 (R1.10 月末時点)	5, 985 店舗 (H31.1 月末時点)
ステッカー	こども SOS #R###26110章の# SAPP_RO	子ども110番の店	この店は青少年を見守る店です
登録連絡先	市民文化局 地域振興部 区政課 Tel 011-211-2252		子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課 TEL 011 - 211-2942